

**新型コロナウイルス感染症対策分科会（第9回 持ち回り開催）
議事概要**

1 日時

令和3年10月28日（木）

2 出席者

分科会長	尾身 茂	独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
分科会長代理	脇田 隆宇	国立感染症研究所所長
委員	石川 晴巳	ヘルスケアコミュニケーションプランナー
	磯部 哲	慶應義塾大学法科大学院教授
	今村 顕史	東京都立駒込病院感染症センター長、感染症科部長
	太田 圭洋	日本医療法人協会副会長
	大竹 文雄	大阪大学感染症総合教育研究拠点特任教授
	岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長
	押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授
	釜范 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
	河本 宏子	日本経済団体連合会社会基盤強化委員会企画部会長代行
	幸本 智彦	東京商工会議所議員
	小林慶一郎	慶應義塾大学経済学部教授
	清古 愛弓	全国保健所長会副会長
	舘田 一博	東邦大学微生物・感染症学講座教授
	中山ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所弁護士
	平井 伸治	鳥取県知事
	南 砂	読売新聞東京本社常務取締役 調査研究本部長
	武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授
	村上 陽子	日本労働組合総連合会副事務局長

3 議事概要

<資料 イベント開催制限等のあり方についての意見>

○脇田委員から、以下の意見があった。

- ・ 事務局案で結構だが、現状で利用可能なQRコードやCOCOAの活用、入退場時に時差、お手洗いの混雑状況表示など混雑を回避はお願いしたい。

○石川委員から、以下の意見があった。

- ・ 「イベント開催制限について（案）」に賛成する。
- ・ ただ、今回の「持ち回り」開催は、資料が不十分であるとする。まず、「見直しまでの当面の間」とある、その「当面」についての、おおよそのスケジュールを提示すべきである。
- ・ 次に、「見直し」の内容を、例えば、ワクチン・検査パッケージ関連の実証実験一覧のような形で、やはり示すべきである。そのような一覧には、実証の目的・実証内容・結果判定者と判定基準などを明記すべきだと考える。

○今村委員から、資料案に特段意見ない旨コメントがあった。

○磯部委員から、以下の意見があった。

- ・ 資料2ページの2つ目の○について、「見直しまでの当面の間は、現在のイベント開催制限等を維持する」との提案に異存があるわけではないが、対策本部決定「今後の取組」（R3/9/28）からすでに1か月経っている。イベント開催制限等の緩和は事業者等の営業の自由の回復に他ならないのであり、可及的速やかな検討が強く求められているものと思料する。

○太田委員から、資料案に賛成する旨コメントがあった。

○岡部委員から、資料案に賛成する旨コメントがあった。

○釜范委員から、以下の意見があった。

- ・ 今回の事務局の提案に賛成する。事務局の準備ができ次第、見直しの議論を始めることを希望する。

○河本委員から、以下の意見があった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策分科会（第9回）で示されたイベント開催制限等のあり方について、まず、全ての都道府県における緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置の解除から1か月が経過したことを踏まえ、11月1日以降、10,000人の上限を撤廃した上で、イベント開催制限は「5,000人または収容人数50%のいずれか大きい方（大声あり 50%／大声なし 100%）」との措置を延長すると認識している。
- ・ 上記制限の延長については、ワクチン・検査パッケージの活用等を条件とした制限緩和の見直しまでの時限的な措置として致し方ないと受けとめ、賛成する。その上で、いくつかコメント申し上げる。

- ・ 医療従事者、政府・地方自治体、国民の尽力により、ワクチン接種率は大きく進展した。10月26日には2回目の接種を終えた国民の割合は7割を超え、世界トップレベルのワクチン接種国に並んだところである。加えて、現在は新規感染者数・重症者数ともに減少し、落ち着いた感染状況となっている。
- ・ これらの点を踏まえると、現在は本来であれば、感染拡大防止との両立のもと社会経済活動の再開・正常化に向けた取組みを積極的に進めることができる状況である。
- ・ すでに飲食店に対しては時短要請が解除され、適切な感染防止対策の実施のもと、制限なく酒類の提供や営業を行うことが可能となった。飲食店に限らず、事業者は長期にわたる社会経済活動の厳しい制約により深刻な苦境に立たされながらも、コロナ禍において様々な感染防止対策の知見を蓄積し、工夫を凝らして事業活動との両立を図っている。こうした中、イベントの開催に対してのみ、ことさら制限を継続する合理的な理由はない。
- ・ 社会の状況に照らし、機を逸することのないよう、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」にて示された方針のもと、一刻も早くイベント開催制限等の緩和を決定・開始することを求める。

○幸本委員から、以下の意見があった。

- ・ 新型コロナウイルスの感染が急速に落ち着き、感染拡大防止と社会経済活動を高い次元でバランスを取りながら両立していく、新たなステージへと移行した。
- ・ イベント開催制限は、足元の感染と医療の状況を鑑みて、基礎的な感染対策の徹底の下での解除を期待している。少なくとも11月1日から、1万人上限の撤廃は是非ともお願いしたい。
- ・ 収容人数の見直しについて、検討に時間が必要ということであれば、延長する理由と、いつ解除するのかの解除に向けた具体的なスケジュールを国民および事業者を示す必要がある。ワクチン・検査パッケージ等の活用により、11月以降も現行の制限を延長する理由は特段ないものとする。
- ・ 10月末公表の商工会議所の早期景気観測（L O B O）調査では、行動規制による需要消滅で大きな欠損が生じている、飲食、宿泊、交通、イベント事業者の経営状況の悪化は極めて深刻である。1日も早い制限解除をお願いしたい。
- ・ 何故、人流が動く中で感染が落ち着いたのか。ワクチン接種効果と国民の感染予防への取り組み努力によるものと思うが、理由が分からないと感染再拡大が生じた際の対策が講じることができない。ワクチン・検査パッケージ等の攻めの感染対策による感染抑制という新たな政策手段が加わる中、これまでの対策効果を徹底検証し、科学的根拠に基づく新しい対策を示していく必要がある。
- ・ 感染が落ち着き、活動再開が進む中、出勤制限が足かせとなっている。コロナ禍

で進展した、働き方改革や生産性向上に資するテレワーク等は推進していくべきであるが、感染対策としての要請の継続理由はなく、解除いただきたい。

- ・ 今後、いかに安全に社会経済活動を拡大させていくか。出張や旅行、対面形式の事業等の様々な社会活動の場面で、ワクチン・検査パッケージや第三者認証制度等を効果的に活用すべきである。但し、コストや手間がかかるため、過度な対応にならないような配慮が必要である。こうした仕組みを活用して、GoTo事業拡充等、飲食・観光振興等への思い切った需要・消費喚起策を期待したい。
- ・ 飲食店舗等への第三者認証は、感染拡大時に社会経済活動を動かし続ける鍵となる。地域の実情に即した活用となるが、事業者から、現場で混乱が生じないような程度の統ルールの下、早期発給を希望する声が多数寄せられている。
- ・ 最後に、商工会議所も協力しているが、11月で希望する国民全員のワクチン接種完了を実現してほしい。第6波に備えて、感染が落ち着いている今こそ、非常時の病床確保や地域医療連携など医療提供体制の強化、適宜適切な治療薬の投与環境等を目に見える形で整備し、国民の安心感を醸成する必要がある。

○清古委員から、資料案に賛成する旨コメントがあった。

○中山委員から、資料案に特段意見ない旨コメントがあった。

○平井委員から、資料案に特段意見ない旨コメントがあった。

○南委員から、以下の意見があった。

- ・ 資料案を大筋了解した。感染状況が尚、流動的であることを考慮すれば、妥当な判断と考える。
- ・ 一点申し上げますと、大型イベントでは、入場制限の上限に基づいた観客の受け入れを進めるにあたり、実態としては常に上限より控えめの観客数しか入れられない現実がある、ということに関係者から聞いている。このような実情はおそらく、他の業界の制限についてもあると思われる。制限緩和にあたっては、現場の負担や苦勞をご理解頂き、極力実情に沿って着実に進めて頂きたい。

○村上委員から、以下の意見があった。

- ・ 今後のイベント開催制限等について、「ワクチン・検査パッケージの活用及び感染防止安全計画の都道府県による確認を受けた場合には、現行の人数上限を上回る人数及び収容率100%でのイベントの実施を可能とする。」との方針による見直しまでの当面の間は現在のイベント開催制限等を維持するとの案は、見直しの検討途上である現状において妥当であると考えます。

- ・ ただし、開催制限等の見直しを行うまでの間に、感染拡大局面となる地域が現れ、まん延防止等重点措置区域等となった場合には、5,000人が上限となることなどを含め、開催主催者や国民に対し丁寧な説明を行っていくことが求められる。
- ・ また、制限が継続することで、飲食、宿泊、交通、イベントなどの産業あるいは事業を営んでいる方、そして地域経済、社会への影響も大きいということは、これまでも再三申し上げているとおりである。影響を受けている事業者等への迅速な支援が極めて重要であり、責任を持って対応をお願いしたい。
- ・ 加えて、今後制限の緩和となった場合には、イベント関連の様々な業種において、急な人材不足が生じる恐れもあるため、制限見直しのスケジュールについても早期に検討・明示ができるようお願いしたい。
- ・ なお、令和3年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会提出資料の「イベント開催制限の基本的な考え方について」に示されている「今後の方向性」のとおり、イベント開催制限の検討は最新のエビデンスに基づくことが重要である。

(以上の意見等を踏まえ、事務局により資料案が確定された。)